

人権擁護法案をめぐる動向について

1 法案提出までの経緯

平成 8年 5月 ,地域改善対策協議会が政府に意見具申 (人権救済制度の確立)

平成 13年 ,人権擁護推進審議会が人権救済制度の在り方について答申

平成 14年 3月 ,答申に基づき本法案を立案し ,第 154回通常国会に提出

* 平成 10年 11月 ,国連規約人権委員会が ,我が国に独立した国内人権機構の設置を勧告

2 法案の概要

人権委員会 (3条委員会)を法務省の外局として設置し ,組織体制を整備

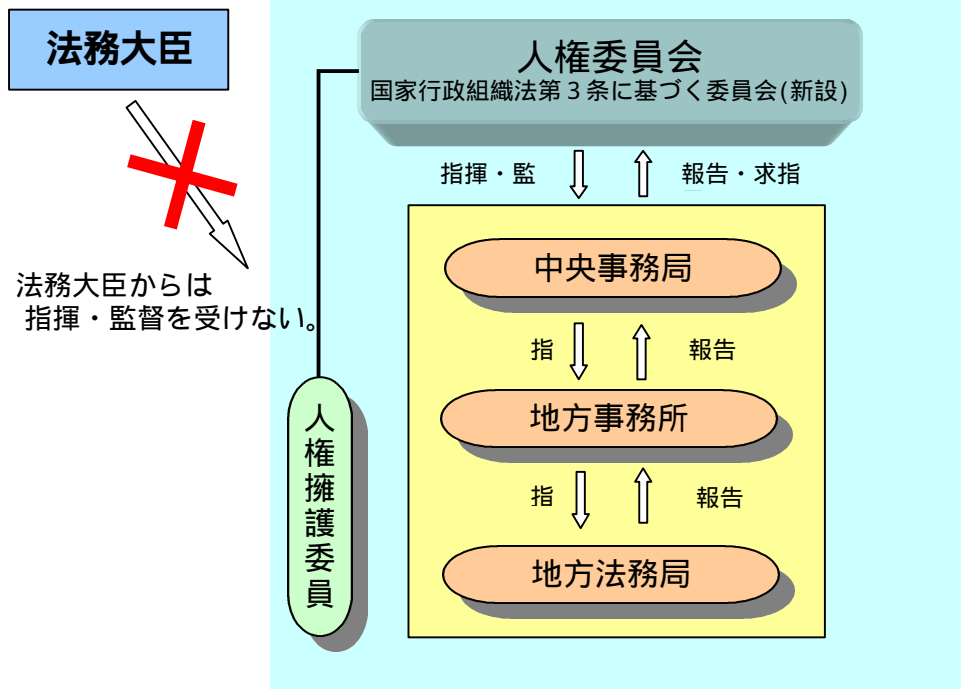
簡易 ,迅速 ,柔軟で実効性のある人権救済手続を創設

3 審議状況等

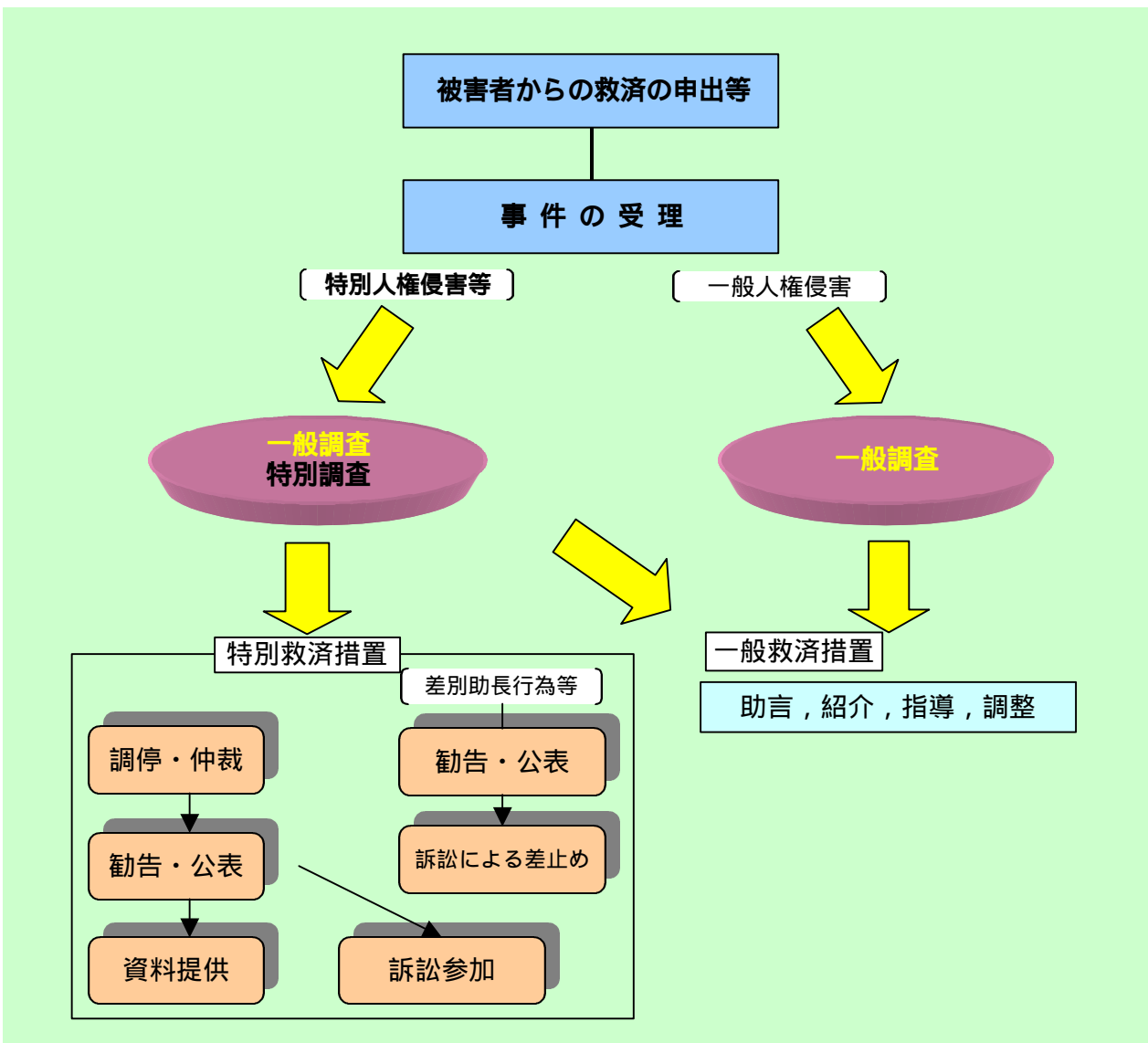
参議院での審議状況

- ・ 14. 3. 8 第 154回通常国会で参議院に付託
- ・ 14. 4.24 参議院本会議で趣旨説明及び質疑
- ・ 14. 7.23 参議院法務委員会で提案理由説明
- ・ 14. 7.31 継続審査手続 ,第 154回通常国会閉会
- ・ 14.11. 7 参議院法務委員会で対政府質疑 (第 155回臨時国会)
- ・ 14.11.12 参議院法務委員会で参考人質疑
(参考人 塩野宏 ,石井修平 ,岡村勲 ,藤原精吾 ,茗荷完二 ,山崎公士)
- ・ 14.12.13 継続審査手続 ,第 155回臨時国会閉会
- ・ 15. 7.28 継続審査手続 ,第 156回通常国会閉会
- ・ 15.10.10 第 157回臨時国会において ,衆議院解散に伴い廃案

〔 人 権 委 員 会 〕



〔 人 権 救 済 手 続 〕



人権擁護法案

(人権侵害等の禁止)

第三条 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

一 次に掲げる不当な差別的取扱い

イ 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い

ロ 業として対価を得て物品、不動産、権利又は役務を提供する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い

ハ 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第八条第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。）

(以下 略)

人権擁護法案（第154回国会提出閣法第56号）の概要

人権の世紀といわれる21世紀において、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、独立行政委員会である人権委員会の下に、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図る。

第1 総則関係

目的：人権擁護の施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与する。
(1条)

人権侵害等の禁止：人種等を理由とする不当な差別的取扱い、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為等をしてはならない。(3条)

第2 組織関係

1 人権委員会

国家行政組織法3条2項の規定に基づいて、人権委員会を法務省の外局として設置。その所掌等は次のとおり。(5条～20条)

所掌 人権救済，人権啓発，政府への助言，国会への報告等。

構成 委員長1人，委員4人。

任命 内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。任期3年。

独立性 委員長，委員の職権行使における独立性を保障。

事務局 事務局及びその地方組織を設置。

2 人権擁護委員

人権委員会は、市町村長の推薦を受けて住民の中から人権擁護委員を委嘱し、特例として、特に適任と認める者に、市町村長の意見を聴いて人権擁護委員を委嘱する。任期3年。職務は人権相談、人権啓発活動等。(21条～36条)

第3 人権救済手続関係

1 一般救済手続

広く人権相談に応ずるとともに、申出又は職権により、人権侵害事件について、任意の調査をし、一般救済措置（助言、指導、調整等）を講ずる。(37条～41条)

2 特別救済手続

公務員，私人による差別的取扱い，虐待等について，過料の制裁を伴う調査をし，調停，仲裁，勧告・公表，訴訟援助（資料提供，訴訟参加）の救済措置を講ずる。（42条，44条～63条）

報道機関による犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等について，報道機関等による自主的な取組に配慮しつつ，任意の調査をし，調停，仲裁，勧告・公表，訴訟援助（資料提供，訴訟参加）の救済措置を講ずる。（42条，45条～63条）

差別助長行為等に関し，過料の制裁を伴う調査をし，勧告・公表，訴訟による差止めの救済措置を講ずる。（43条，44条，64条，65条）

3 労働関係の人権侵害に関する特例

雇用における差別的取扱い等については，厚生労働大臣（船員に関するものについては国土交通大臣。以下同じ。）も一般救済手続を行い，特別救済手続のうち調査及び調停，仲裁，勧告・公表，資料提供は，厚生労働大臣が行う。（66条～80条）